

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
mm

臺灣總督府報編輯部

四月下旬號

[第十九五號]

昭和十二年九月二十一日第三種郵便物可
昭和十五年四月二十一日發行（每月一日、十一日）〔第九十五號〕

☆本島に於ける出版物に就て

警務局保安課

☆出征軍馬を憶ふ（特別寄稿）

臺灣軍械監部長 今泉幾三郎

★良書紹介

特 本年度より実施の改正税令等の概要
輯・
〔附〕改正税率一覽表 財務局税務課

日 誌 間 旬

▽天皇陛下

△天皇陛下 阿部大使等に御飮食
御激励遊ばざる □滿洲國國兵法
公布さる ○府評議會員談話會開催
催 □興亞院連絡部長會議開催
▼ルーマニア政府對獨石油積出停
止

四月十二日(金)

△伏見宮國親王殿下 海軍協會總
裁に奉戴 □支那觀察 第二線將
兵を尉官激励の爲、南支・小磯拓
相、中支・吉田厚相、北支・松野鐵
相派遺に閣議決定 □南支陸海軍
當局 四月二十日以降廣東の一般
貿易を許可する旨の聲明發表 □
國民政府中央銀行籌備委員會章程
大統領、獨逸の北歐進入行動は不
法なる旨聲明

四月十三日(土)

○三月中の本島貿易、一億九千餘萬圓前年同月に比し出超著増 ▼
農林省調査、世界に於ける米產額五億一千九百萬石、第一位は英領印度の二億二千萬石

四月十五日(月)

○臺北・廣東間營業定期航空路開始 ▼
阿部大使栗東出發 ▼歐洲方面
戰火北歐波及の情勢に鑑み、有田外相
帝國政府の所信表明 ▼租界董
事會上海佛租界居住の獨人界に退去命令を發す

四月十六日(火)

○皇太子殿下行啓記念日 ○十六
米穀年度本島米穀增產目標一千廿
五萬石總督府の計畫成立 ▼勸業
改組開設決定、國民精神總動員をして實踐運動に乗出 ▼興亞院華北連絡部主催北支經濟協議會北京
に開催

小磯相來臺 ▶ ハル國務長官。
米國は關印の現狀維持を尊重する
意味の聲明發表 ▶ 和關公使、和
蘭は何國と雖も關印に侵略を許さ
ぬ旨米國に表明

四月十八日(木)

△三月中全支皇軍戰果、交戰敵兵
力三八九、四〇〇 敵遺棄死體二
九、〇八七 捕虜三、四一ー 其他
鹵獲品多數

四月十九日(金)

△皇后陛下の御仁慈・傷痍軍人・戰
歿者寡婦に草花種子・珠根を御下
賜 ○臺灣從軍記念會内地觀察團
出發 ▶ 產金採礦獎勵規則改正公
布

四月二十日(土)

△天皇陛下靖國神社臨時大祭に行
幸の旨仰出せる ▶ 遷信記念日
△天津問題につき日英間の諒解成
立



କରୁଣାମୁଖ ପଦମିଶ୍ରିତ ପଦମିଶ୍ରିତ
ପଦମିଶ୍ରିତ ପଦମିଶ୍ରିତ ପଦମିଶ୍ରିତ

本年度より實施の改正税令等の概要

財務局税務課

☆はしがき

内地に於ては、今回中央地方を通ずる税制の全般的改正を行ひ、我が國朝野多年の懸案を解決すると共に、長期建設の新段階に在る現下の財政經濟の諸事情に即應すべき租税制度を確立せることは、既に周知のことである。

臺灣は内地と事情を異にするので、今回は税制の根本的改正は行はなかつたが、此の際出来る限り負擔の調整を圖りつゝ一面相當の增收を圖り、戦時體制下に在る我が國策に貢献すべきはいふまでもない。以下今度改正せられたる税令等の概要を述べ参考に供した

い。

今回臺灣で改正又は新たに制定せられた法令は、律令九件勅令一件及び之等の施行に關する府令十五件であるが、この他從來より臺灣に施行せられてゐる主要税法の改正五件ある。

- 一所得税令改正（律令第一號）
- 二配當税令制定（律令第二號）
- 三特別法人税令制定（律令第三號）
- 四法人資本税令改正（律令第四號）
- 五外貨債特別税令改正（律令第五號）
- 六出港税令改正（律令第六號）

（一）所得の種類と税率の改正

- 1 超過所得に臨時利得税に統合せられた。
- 2 税率一般法人に對するもの百分の十五に引上げられた。

（二）所得の計算方法の改正

- 1 税込課税従来は法人の所得計算上其の年度に納付した所得税及臨時利得税等は、其の事業年度の損金に算入したが、今度は所得税（附加税共）及び臨時利得税は之を損金に算入しないことになつた。是を俗に「税込課税」と謂ふ。但し其の期分の臨時利得税額は所得額から控除することになつてゐる。
- 2 缺損控除法人の所得は事業年度毎に打切り計算するのが原則であるが、今回の改正で前三年内に生じた缺損金は後の事業年度の利益と通算して利益を計算することに改められたのである。

☆所得税

内地に於ては主として個人に對するものは分類所得税及綜合所得税の二本建とし、法人に付ては從來の第一種所得税と法人資本税を統合して、別に法人税を設けたが臺灣に於ては斯の如き改正は爲さず、從來通り第一種、第二種及第三種所得税である。

一 第一種所得税の主なる改正點

（三）附加税の改正

本税の引上げに伴ひ地方税附加税の制限率を從來の百分の二十四から百分の十四に引下げられた。

二 第二種所得税

(一) 総合課税は内地では分類所得税中の配當利子所得に屬する。臺灣では範囲も名稱も大體今迄通り第二種所得税であるが、一定階級以上(總所得一万五千圓)になると第三種所得に綜合することになつたことは大きな改正である。

(二) 退職所得は從來五千圓を超える金額に課税したが、今度之を一萬圓に改められた。

(三) 税率は大體百分の一程度引下げられた。

三 第三種所得税

(一) 所得計算方法の改正

1 豊算課税を實績課税に改めた。

2 水産業の所得は田畠の如く前三年間の平均により計算する。

3 準配當(法人より受ける清算分配金)の範囲の擴張。

4 第二種所得の総合課税
從來は臺灣に於て支拂はれる公債、社債及銀行預金の利子などには第二種所得税が課せられたが、更に之に第三種所得税は設けなかつたのである。今回の改正に依つて右の第二種所得の六割とその他の個人の各種の所得(第三種の所得)とを合算して見て其の合計額が一萬五千圓を超えるときは、其の第二種所得額即ち利子金額の六割分は他の所得と一緒にして第三種所得にしても一度課税を受けることになる。此のことを略して第二種所得の総合課税といつたのである。但し此の場合には納稅者の申請に依り、第三種所得税額から、第三種に綜合せられた第二種所得に対する納付済の第二種税額分は控除して貰ふことが出来る。此の様に第二種所得を第三種に綜合することは、此の度の税制改正の中でも重要な事柄である。従つて直ちに全部この原則で押し通すといふことは各方面に種々な

影響を與へるので、税令でも此の邊の事情を考慮して當分の内一定條件の下に納稅者の選擇に任せることにしてゐる。即ち所定の申請書を公債、社債及預金の利子等の支拂者に提出すれば、第二種所得税と同様に利子受領の際、天引徵收して之を更に第三種には綜合しないのである。この場合には第三種所得には綜合しないが、其の代りに別に利子金額を課税標準として、百分の十五の税率で、第三種所得税として源泉的に徵收せられるのである。

5 配當所得に対する課税方の改正

第二種所得を綜合しない所謂從來の第三種所得の總額が一萬五千圓以下なるときは其の中の配當所得には所得税を課けない。但し前に述べたやうに第二種所得を第三種所得に綜合した結果、總額一萬五千圓を超過するときは課税されるのである。

6 配當税の控除

第三種の所得の中に配當税(臺灣)又は分類所得税(内地)を課せられた配當金等があるときは、納稅者の申請に依り、其の第三種所得税額から、配當税額又は配當利子に對する分類所得額を控除する。

7 利子受領者の告知

臺灣で無記名の公債、社債又は株式に付、利子又は配當の支拂を受ける者は、住所、氏名其の他所定の事項を利子、又は配當の支拂の取扱者に告知せねばならない。若し虚偽の告知をして支拂を受けた者、又はこの告知を爲さしめずして支拂を爲した者は、處罰せられることになつてゐる。但し無記名の公債、又は社債に付ては一回の利子受領金額が十五圓未満のものは告知の要はないのである。

8 税率の改正

所得階級の區分が減じ、税率は大體に於て一割程度の増徴になつた。即ち從來は最低千二百圓

以下百分の〇・五から始まって、最高は四百萬圓超過百分の四十四まで、二十二の階級に別けてあつたが、今回の改正で最低千二百以下百分の〇・六から始まり、最高は百萬圓超過百分の四十六の十九階段になつた。

尙從來は所得稅令に依る稅額の外に、支那事變特別稅令に依つて基稅稅額の一割三分五厘を増徴して來たが、この増徴はなくなり、今回の改正稅率の中に織込まれたことになるのである。

9 免稅點
勤勞控除、扶養控除、保險控除等は大體從來と異りはない。

内地では法人に對しては所得稅、法人資本稅を統合して法人稅を創設し、法人稅の課稅標準を所得と資本の二つにしたが、臺灣に於ては、此の改正點がないので從來の通り獨立の稅目である。唯、稅率を内地同様

千分の一・二から千分の一・五即ち約二割方引上げて、(支那事變特別稅令に依る稅率)法人資本の調整を圖つたのである。

☆外貨債特別稅

内地と同様に改正せられた、即ち外貨債特別稅は、一、利率年五分を超ゆる外貨國債の利子

二、利率年五分五厘を超ゆる外貨國債以外の外貨債に對し各其の超過額の百分の十七の稅率で賦課して來たが、最近の實情に鑑み、外貨國債に付ては、利率年四分五厘を超ゆるもの、其の他の外貨債に付ては、利率年四分五厘を超ゆるものに對し從來通りの稅率百分の十七を課すると共に、此の際國內居住者の所有に屬する在外證券に付ても課稅することに其の範圍を擴張せられたのである。

☆酒類出港稅

臺灣に於ては酒類は專賣であるが、内地、移出する

酒類に付ては從來内地に於ける課稅率と同一の課稅をして來た。

今回も内地の酒稅法の制定に伴ひ、更に稅率の改正を行ふ必要が生じたのである。

☆臨時利得稅

臨時利得稅は昭和五年金輸出再禁止や満洲事變の勃發等に因る一部の企業異常利益に課稅して國民負擔の調整を圖る目的で内地に於ける臨時利得稅法と同様の内容とし、昭和十年創設したもので、爾後内地の改正毎に伴ひ臺灣も同様な改正をして來たのである。昭和十四年の改正に因り從來の利得を甲種利得とし、新に事變利得ともいふべき乙種利得にも課稅することになつたことは周知の通りである。今回の改正も大體内地同様で其の主なる事項は左の如くである。

一 法人臨時利得稅

(一) 法人に付ては、臨時利得稅と超過所得稅とを、

統合して課稅する。

(二) 法人の利得は、利益中基準利益率を超へる金額及資本金額(積立金を含む)の年一割を超へる金額とする。

(三) 法人の利得金額は之を左の各級に區分し累進稅率に依つて課稅する。

1 資本金額の年一割を超へ基準利益率以下の部分 百分の二十五

2 基準利益率を超へ資本金額の年三割以下の部分 百分の四十五

3 資本金額の年三割を超へる部分 百分の六十五

4 資本金額十萬圓以下の小法人に付ては、前記1の稅率を百分の十五、2の稅率を百分の三十五³の稅率を百分の五十五と低下して負擔の緩和を圖つてある。

(四) 法人の基準利益率は、昭和九、十、十一年の三年(從來の乙種利得の基準年度)の平均利益率に依ることとする。但し平均利益率のないとき又

は平均利益率が年一割未満のときは、年一割を以て基準利益率とし、平均利益率が年二割を超えるときは、年二割を以て基準利益率とする。

(五) 法人の利益の計算に付ては、第一種所得税に於けると同様に、其の負担の適正明確を期する趣旨に依り、所得税及利得税等は之を損金として控除しないことになつたのである。

二 個人の臨時利得税

(一) 法人に於ると同様に、甲種利得を廢止し、昭和九、十、十一の三箇年(從來の乙種利得)の平均利益を超える部分の利益を利得とし百分の三十(從來の乙種利得税の税率は百分の二十五)に引上げた。即ち二割の増徴となつてゐる。

(二) 新規の營業者、又は營業を擴張した者は苛酷とならぬやう、事變前三年間の平均利益が、七千圓又は現年度の利益の三分の一に相當する金額中、何れか多額なる一方の金額を平均利益として控除することに改めた。

☆支那事變特別稅
内地に於ては今回支那事變特別稅を解體して、從來課稅範圍を擴張せられたのであるが、今回更に左の如く改正せられた。

1 稅率の改正

第一種甲類及第二種甲類の稅率を百分の十五より百分の二十に引上げた。

右に屬する物品は、比較的奢侈的性質の濃厚なるものと認めらるゝからである。

第三種の物品中、飴、葡萄糖及麥芽糖に付ては、砂糖消費稅の増徴との權衡をも考慮して百斤に付五十錢引上げとなつた。

2 課稅範圍の擴張

第一種甲類に象牙製品、七寶製品、琥珀製品。
第一種乙類に追加せられたものは左の通りである

1 菓子(一個四圓以上のもの)
2 盆栽、盆石及鉢植類(書畫骨董同様)

3 愛玩用動物及同用品

ものは、夫々基本稅法の改正に織込まれたので、支那事變特別稅は廢止せられたのである。臺灣に於ては之と異り依然として存在して居る。但し今迄臺灣支那事變特別稅令に含まれて居た所得稅其の他の増徴は、夫々基本稅の改正に織込まれたから今後の支那事變特別稅は次に述べる各稅のみである。

(一) 利益配當稅
利益配當稅は、配當率年七分を超える利益配當に付賦課して來たが、今回臺灣に於ては配當稅を創設し、利益の配當に對し新に八分一厘の源泉課稅を行ふこととなつたので、此の點を考慮して、配當金中配當率年一割以下の分に對する課稅は之を廢止することになつた。内地の配當利子特別稅と大體同様の改正である。

(二) 物品稅
主として奢侈的性質を有すと認めらるゝ物品、又は其の消費が負擔力を示すと認めらるゝ物品に對し、課稅するの趣旨に依り、義に昭和十二年八月北支事件特別稅として創設せられ、其の後支那事變特別稅とな

(三) 個人の現年度の利益が、一萬圓に達せざるときには臨時利得稅は課稅しない。

(四) 個人の利益の計算上臨時利得稅は、之を必要経費に算入しない。(所得稅と同様の改正である。)

(五) 利益の計算方法は、今迄は豫算課稅であつたが、其の代りに、災害、失業等の爲、著しく資力を喪失し、納稅困難と認められる者に對しては、納稅者の申請に依り利得稅の輕減又は免除の特例が設けられた。

犬、猫

一四十三圓以上のもの

金魚及熱帶魚

一尾四圓以上のもの

小鳥類

一羽四圓以上のもの

犬舍及鳥籠

一個七圓以上のもの

金魚及熱帶魚の容器

一個七圓以上のもの

(三) 通行税

内地と同様に改正せられたが、其の主な點は

1 税率の引上。

新に四十粁以上五十粁未満の三等乗客にも課税することとなつた。

3 新に急行料金に對し一割の課税を行ふことになつた。

2 新に四十粁以上五十粁未満の三等乗客にも課税することとなつた。

3 新に急行料金に對し一割の課税を行ふことになつた。

(四) 入場税及特別入場税

入場税は劇場、活動寫眞館等の入場者並にゴルフ場、撞球場等の設備利用者に對し課税するものであるが、此の種の消費行爲は尙相當の擔稅餘力があるの

で、夫々税率及免稅點の改正を行ふことになつたのである。即ち第一種の場所の入場税は免稅點を引下げ

て、大體三十錢以上の入場料に付課税することに改めると共に、一圓五十錢未満の入場料に付ては百分の五、一圓五十錢以上四圓未満のものは百分の十五、四圓以上のものは百分の二十の税率に依り課税することになつた。又第二種の場所の入場税は撞球場は從來の儘置き、其の他は百分の十五に引上げられたのである。

(五) 遊興税

昨年四月より實施して來たものであるが、最近此の

種の消費は増大の傾向に在るので、今回更に税率の引上げをなし、藝妓花代百分の十を百分の二十に改められたのである。

(六) 公債及社債利子は從來の通りで改正はない。

☆其の他の簡接國稅の改正

(一) 砂糖消費稅は多年色相に依る區分に従ひ課稅して來たが、今回之を製造方法に依り區分する制度に改

めて、含蜜糖と分蜜糖とに大別して課稅することに

なり、總稅額に於て大體二割の増徵となつてゐる。

(二) 織物消費稅 昭和六年に税率の引下げを行つて以

來、近年の引續く増稅にも拘はらず、其の儘置となつてゐたが、今回は他の各稅の改正との權衡上、

輕微な增稅を行ふことになつた。即ち從來の從價百分の九を百分の十に引上げ、非課稅織物の範圍を縮少して、麻、毛等を使用した織物に對しても課稅されることになつた。尤も綿織物、ステーブルファブアイバー織物等、直接に大衆の消費するものは依然として免稅されることになつてゐる。

(三) 撻發油稅 昭和十二年創設以來「ガロン」に付五錢の稅率を据へ置いて來たが、今回燃料國策の遂行と國庫の增收を圖る爲「ガロン」に付八錢の引上げを行ひ、合計十三錢の稅率に改められた。

(四) 骨牌稅 最近數次の增稅の際引上げを行はなかつたが、今回、麻雀二組三圓を五圓に、其の他一組五十錢を七十錢に改正された。尤も本島特有の四色骨牌は付ては据置となつてゐる。

☆配當稅

從來行はれてゐる「利益配當稅」は臺灣支那事變特別要綱を説明することとする。

次に今回創設せられた配當稅と特別法人稅に付其の稅令に依り比較的「高率配當」にのみ課稅する「臨時稅」である。今回創設せられた「配當稅」は内地の分類所得稅中の配當利子稅に相當するもので、配當率の大少に拘らず、利益配當に對し大體例外なく課稅する「恒久

稅である。でこの二つの稅は全く別個に存在する譯である。

一 納稅義務者＝臺灣に本店の有る會社から利益の配當を受ける者(法人及個人共)である。

二 課稅客體＝利益の配當(建設利息の配當を含む)である。

三 課稅標準及稅率＝配當金より一割を控除した金額の百分の九。

四 課稅せざるもの＝法令によつて所得稅を課せられざることになつてゐる者及び日本國內に住居所のない者の受ける配當。

五 徵收方法＝配當支拂の除支拂者が天引徵收して政府に納める。

六 其の他＝1 第一種所利得稅及第三種所得稅から當稅を控除することは前に述べた通りである。2 配當稅には地方稅附加稅は課げない。

☆特別法人稅

產業組合などの特別法人には從來各種の租稅を免除して居るが、今般一般國民負擔の増加する際、此等の

組合にも當分の内應分の負擔を爲さしむる趣旨で創設せられたものである。

一 納稅義務者＝產業組合及漁業協同組合であるが之を總稱して特別の法人と謂ふ。

二 課稅客體＝特別の法人の剩餘金である。

三 課稅標準及稅率

1 剩餘金に對し百分の五の稅率で課稅する。

2 剩餘金は各事業年度の總益金から總損金を控除した殘額である。

3 稅込計算、缺損控除其の他剩餘金の計算方法等は大體第一種所得稅と同様である。

4 非課稅＝剩餘金が其の拂込済出資金額に對し年三分以下のときは課稅しない。

5 申告、調査決定及徵收方法等大體第一種所得稅と同様である。

6 附加稅禁止＝地方稅附加稅は課せないこと。

七 施行期日＝昭和十五年四月一日以後に終了する事

業年度分より適用し、支那事變終了の年翌年十二月三十日迄に終了する事業年度分限りとなつてゐる

以上極めて簡単ながら今回改訂に付其の大要を説明した次第であるが、尙参考の爲左に新舊稅率比較表を掲げておく。

改正稅率一覽表

(昭和五、四、一改正)

△改正稅率

△舊稅率

第一、所 得 稅

(一) 第一種所得稅

甲 普通所得

乙 清算所得

丙 同族會社加算稅算定ニ用ユル率

丁 同族會社加算稅算定ニ用ユル率

戊 同族會社加算稅算定ニ用ユル率

己 同族會社加算稅算定ニ用ユル率

庚 同族會社加算稅算定ニ用ユル率

辛 同族會社加算稅算定ニ用ユル率

壬 同族會社加算稅算定ニ用ユル率

癸 同族會社加算稅算定ニ用ユル率

甲 國債ノ利子

乙 國債ノ利子

丙 國債ノ利子

丁 國債ノ利子

戊 國債ノ利子

己 國債ノ利子

庚 國債ノ利子

辛 國債ノ利子

壬 國債ノ利子

(甲及乙ハ支那事變特別稅令ニ依ル增徵率ヲ含ム)

（左ノ稅率ハ支那事變特別稅令ニ依ル增徵率ヲ含ム）

（積立金又ハ課非稅所得ヨリ成ル金額

其ノ他ノ金額ニ對シ百分の十三・五ヲ増徵ス）

（算出稅額ニ對シ百分の十三・五ヲ増徵ス）

乙	丙
一萬圓以下ノ金額	百分ノ十五
二萬圓超	百分ノ三
三萬圓超	百分ノ七
四萬圓超	百分ノ十五
五萬圓超	百分ノ二十一
(一) 第三種所得稅	
一般ノ税率	
一千二百圓以下ノ金額	百分ノ〇・六
一千五百圓超	百分ノ一・二
二千圓超	百分ノ一・八
三千圓超	百分ノ三
五千圓超	百分ノ五
七千圓超	百分ノ七
一萬圓超	百分ノ九
一萬五千圓超	百分ノ十一・五
二萬圓超	百分ノ十四
三萬圓超	百分ノ十六・五
五萬圓超	百分ノ十九
七萬圓超	百分ノ二十二
十萬圓超	百分ノ二十五
二十萬圓超	百分ノ二十九
三十萬圓超	百分ノ三十二
五十萬圓超	百分ノ三十五
(二) (算出稅額ノ百分ノ十三・五ヲ増徵ス)	
一千二百圓以下ノ金額	百分ノ〇・五
一千五百圓超	百分ノ一
二千圓超	百分ノ一・五
三千圓超	百分ノ二・五
四千圓超	百分ノ四
七千圓超	百分ノ五・五
一萬圓超	百分ノ七
一萬五千圓超	百分ノ九
二萬圓超	百分ノ十一
三萬圓超	百分ノ十四
五萬圓超	百分ノ十七・五
七萬圓超	百分ノ二十一
十萬圓超	百分ノ二十二・五
二十萬圓超	百分ノ二十五
三十萬圓超	百分ノ二十七・五
五十萬圓超	百分ノ三十

乙	丙
一萬圓以下ノ金額	百分ノ十二・五
二萬圓超	百分ノ三
三萬圓超	百分ノ六
四萬圓超	百分ノ十四
五萬圓超	百分ノ二十
(一) 第三種所得稅	
一般ノ税率	
一千二百圓以下ノ金額	百分ノ〇・六
一千五百圓超	百分ノ一・二
二千圓超	百分ノ一・八
三千圓超	百分ノ三
五千圓超	百分ノ五
七千圓超	百分ノ七
一萬圓超	百分ノ九
一萬五千圓超	百分ノ十一・五
二萬圓超	百分ノ十四
三萬圓超	百分ノ十六・五
五萬圓超	百分ノ十九
七萬圓超	百分ノ二十二
十萬圓超	百分ノ二十五
二十萬圓超	百分ノ二十九
三十萬圓超	百分ノ三十二
五十萬圓超	百分ノ三十五
(二) 退職所得ハ支拂者ヲ異ニスル金額每ニ第二種内ノ税率ヲ適用シタル金額ニ一般ノ税率ヲ適用シタル金額ノ五倍トス	百分ノ三十八
(三) 退職所得ハ支拂者ヲ異ニスル每ニ第二種内ノ税率ニ依ル山林伐採及処配當ハ其ノ所得ヲ五分シタル金額ニ一般ノ税率ヲ適用シタル金額ノ五倍トシ其ノ稅額ノ百分ノ十三・五ヲ增徵ス	百分ノ三十九
第二、配當稅(新設)	百分ノ四十二
第三、特別法人稅(新設)	百分ノ四十六
第四、地租	百分ノ五
第五、家屋稅(改正ナシ)	百分ノ九
第六、營業稅(改正ナシ)	百分ノ九
第七、資本利子稅(改正ナシ)	百分ノ五
第八、法人資本稅	

第九、相 繼 稅 千分ノ一五

第十、礦 業 稅 (改正ナシ)

第十一、外貨債特別稅 (改正ナシ)

外貨國債利率年四分超

外貨國債以外ノ外貨債利率年四分五厘超 十分ノ七

第十二、臺灣銀行券發行稅 (改正ナシ)

第十三、砂糖消費稅

一 砂 糖

第一種 分蜜セサル砂糖

甲 捌入黒糖及樽入白下糖但シ黒糖及白下糖以外ノ砂糖

ニ加工シテ製造シタルモノ茲ニ全部又ハ一部ノ新式機

械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク

百斤ニ付三圓五十錢

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付五圓八十錢

第三種 其ノ他ノ砂糖但シ冰砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ

ノモニ在リテハ冰砂糖ハ百斤ニ付一圓五十錢其ノ他ノモ

ノハ百斤ニ付二圓五十錢

甲 蕉糖ノ重量全重量ノ百分ノ八十六ヲ超エサルモノ

百斤ニ付六圓三十錢

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付十圓

(イ) 砂 糖

第一種 砂糖色相和關標本第一號未滿ノ砂糖

甲 捌入黒糖及樽入白下糖但シ分蜜シタルモノ、黒糖及白

下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ茲ニ全部又ハ

一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク

百斤ニ付一圓七十錢

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付四圓

第二種 砂糖色相和關標本第二十二號未滿ノ砂糖

甲 捌入黒糖及樽入白下糖但シ分蜜シタルモノ、黒糖及白

下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ茲ニ全部又ハ

一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク

百斤ニ付七圓八十錢

(ロ) 糖 蜜

第一種 冰砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十

ヲ超エサルモノ

乙 其ノ他ノモノ

糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十

百斤ニ付九圓三十錢

第二種 其ノ他ノ糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十

ヲ超エサルモノ

乙 其ノ他ノモノ

糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十

百斤ニ付一圓七十錢

丙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付四圓

丁 其ノ他ノモノ

百斤ニ付七圓八十錢

千分ノ一二

千分ノ一五

一六

第三種 冰砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ	百斤ニ付十二圓五十錢
消費稅ヲ課セラレタル第二種乙ノ砂糖ヲ以テ製造シタルモノニ在リテハ冰砂糖ハ百斤ニ付一圓五十錢其ノ他ノモノハ百斤ニ付二圓五十錢	
二 糖 蜜	
第一種 冰砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖蜜	百斤ニ付六圓五十錢
第二種 其ノ他ノ糖蜜	百斤ニ付三圓五十錢
三 糖 水	百斤ニ付八圓四十錢
第四種 冰砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ	百斤ニ付十一圓七十錢

第一種 冰砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖蜜	百斤ニ付九圓三十錢
甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十	百斤ニ付四圓六十錢
乙 其ノ他ノモノ	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十
第二種 其ノ他ノ糖蜜	百斤ニ付九圓三十錢
甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十	百斤ニ付一圓七十錢
乙 其ノ他ノモノ	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十
丙 其ノ他ノモノ	百斤ニ付四圓
丁 其ノ他ノモノ	百斤ニ付七圓八十錢

(略)

一七

二〇

人員二百人以下 同
人員三百人超過 同

二十倍

人員三百人ヲ超過 同

二十倍

(改正ナシ)
(ホ) 代切乗客

急行料金 百分ノ十

(課稅ナシ)
急行料金

(一) 入場税
第一種 (二回ノ入場料二十九錢未滿無稅)
(イ) 一人一回 一圓五十錢未滿 百分ノ五
(ロ) 同 一圓五十錢以上四圓未滿 百分ノ十五

百分ノ三十
百分ノ十五

(一) 入場税
第一種 (劇場、活動寫眞館、競馬場等) 百分ノ五
(二) 特別入場税
(イ) 撞球場
(ロ) 其ノ他

百分ノ五
百分ノ十五

(一) 入場税
第一種 (二回ノ入場料三十九錢未滿無稅但シ回數等ニハ免稅點ナシ)
(二) 特別入場税
(イ) 撞球場
(ロ) 其ノ他

百分ノ五
百分ノ十五

(一) 入場税
第一種 (劇場、活動寫眞館、競馬場等) 百分ノ五
(二) 特別入場税
(イ) 撞球場
(ロ) 其ノ他

百分ノ五
百分ノ十五

第二十三、物 品 稅	
甲類	乙類
税率	免稅點 (免稅點ナシ)
第一種 甲類	百分ノ五 百分ノ十五
第二種 甲類	百分ノ二十 (百分ノ十 改正ナシ)
第三種 甲類	百分ノ二十 (百分ノ十 改正ナシ)

第二十三、物 品 稅	
甲類	乙類
税率	免稅點 (免稅點ナシ)
第一種 甲類	百分ノ十五 百分ノ十
第二種 甲類	百分ノ二十 (百分ノ十 改正ナシ)
第三種 甲類	百分ノ二十 (百分ノ十 改正ナシ)

第二十三、物 品 税	
甲類	乙類
税率	免稅點 (免稅點ナシ)
第一種 甲類	百分ノ二十 (百分ノ十 改正ナシ)
第二種 甲類	百分ノ二十 (百分ノ十 改正ナシ)
第三種 甲類	百分ノ二十 (百分ノ十 改正ナシ)

二一



本島に於ける出版物に就いて

警務局保安課

一、はしがき

に世界の何れの國でも出版警察法令を設けて之が取締りの勵行を期してゐる次第である。

我國に於ても言論、著作、印行の自由は憲法の保障し、或は政治、經濟、學術、技藝等百般の發表を爲し、或は之を論評批判する等の手段に用ひられる出版物は、所謂報道機關として將又言論機關として極めて重要な役割を演じて居るのである。而して内容優良なる出版物が、國民の智德啓發向上に、或は文化進展の上に、或は又國家民族の發展に寄與し、貢献すること甚だ偉大なるに反し、其の内容低劣、惡質なるものは治安を紊亂し善良なる風俗を破壊し、惹いては一國の存立をも危からしむる虞なしとしないのである。故

今や皇國は東亞新秩序建設のため、國家總動員體制を整備し、歩武堂々、聖戰目的達成に向つて邁進しつゝあるの時である。この時に際し國民大衆を目標とする出版の如きは特にその使命を自覺し、國策に協力するものでなくてはならぬ。苟くも大衆の低劣なる興味本位を以て營利の目的に利用するものゝ如きは、當然

その存立を許さるべきものではない。

近時本島に於ては、文化の進展と印刷技術の進歩に伴ひ、各種の出版が次々と行はれ、内地より移入せらるゝ新聞、雑誌、書籍等と共に、本島文化の向上に資する事が専くない。然らば現今本島に於て如何なる種類のものが出版されてゐるであらうか。茲にその概要を紹介して参考に資せむとする次第である。

二、新聞紙と普通出版物

新聞紙、雑誌、單行本、「パンフレット」等、發賣頒布の目的を以て發行せられる總ての刊行物を一般に出版物と汎稱してゐるのであるが、法規上から之を見る時は、内地に於て發行せらるゝものは暫く措き、臺灣の出版法規に依るもの、新聞紙令に依り發行する新聞紙、雑誌と出版規則に依り發行する雑誌類、單行本その他の刊行物とに區別せられるのである。而して之等の出版物は其の記事、内容即ち所載事項の如何によつて何れの法令に依るべきかを決定せらるべく、此二者の間には發行手續を異にしてゐることも亦注意す

べき點である。

臺灣新聞紙令には、その第一條に於て「新聞紙と稱するは一定の題號を用ひ時期を定め又は六日内の期間に於て時期を定めずして發行する著作物及定期外に本著作物と同一題號を用ひて臨時に發行する著作物を謂ふ」と規定し、之に該當するものを發行せんとする者は、臺灣總督の許可を得ること、保證金を納付すべきこと、發行の都度納本すべき事等を命ぜられてゐる。而してその第三十四條には「新聞紙にして專ら學術、技藝、統計、法令、廣告又は物價報告の類を記載するものゝ發行は本令に依らざることを得」と規定して之に該當するものは、出版規則に依るべきことを明らかに示し、出版規則では臺灣新聞紙令に依るものに反し、此の規則に依る所謂普通出版物に付ては發行除外外本島に於て文書圖書を出版する者は總て此の規則に依るべき旨を定め、新聞紙の發行は許可を要するに反し、此の規則に依る所謂普通出版物に付ては發行の都度、届出納本をなすを以て足りりと定められてゐるのである。これ蓋し新聞紙は時々刻々に發生するニ

ユースの報道、政治、時事問題等の論評を爲し得るけれども出版規則に依る出版物は、前述の如く學術、技藝、統計等に限定せられ、時事に亘る事項を掲載し得ないことを建前としてゐるからである。

厭はず、昭和十四年末現在に於ける全部の名稱其他を掲ぐれば左の如きもので、大衆向きの綜合雑誌の如きものは皆無の状態である。

(一) 新聞紙

(二) 普通出版物

新出版はニードの導道と各種専門に亘る総合的言論機關たることを主なる使命として居るが、普通出版物は學術、技藝、統計、報告等研究發表の機關として夫々特殊な役割を持つてゐる。現在臺灣で發行されてゐる斯種雑誌類の中にも大衆向きのものは見受けられない。之は新聞紙令に依るものと併せて聊か物足りない感もあるが、現在の如く内地の有力な雑誌が大量に出版界を賑はし、發達せる交通運輸機關を利用して本

島でも殆んど内地と時間的の差異なく讀者の手に入り得る時代に於ては、本島で斯種雑誌の出現を必要としない事情にあり、又經營上の問題から考へても一寸困難が伴ふからであらう。然らば本島で如何なる種類のものが出てゐるかといへば、それは實に多種多様であつて、々枚舉に遑がない程である。昨年中の納本數に見ても其の統計數は昭和十三年以前の各年に比し多少減少してゐるが、○三五件の多きに達する盛況である。而してこの普通出版物中の主なるものは繼續出版物と隨時に發行される單行本、パンフレットや宣傳印刷物等である。

(イ) 繼續出版物

茲に繼續出版物と謂ふのは出版規則の適用を受ける出版物にして一定の體裁をもつて六箇月以内の期間に順次に發行せられるものを指すのである。之は前にも述べたる如く形の上では新聞紙令に依る新聞紙と一見判別し難いのであるが、その内容は新聞紙令第三十四条の除外例に依る範囲のものである。

(ロ) 單行本

單行本の既往五年間に於ける發行の状況を見ると、昭和十年一、六三四件、同十一年一、六三四件、同十二年二、三八五件、同十三年二、六八五件、同十四年三、四三九件であつて、逐年増加の傾向を示して居る。尙ほ昭和十四年中に發行せられたものは、教育関係の二四〇件を最多とし、社會教化關係のもの一五〇、產業一二三、地理歴史一一四、文學八九、宗教八五、統計八五、經濟六一、法律五七、理工四一、醫學四一、政治一七、其の他四八六件である。

三、結語

出版が時局の認識と文化的使命の自覺の上に立つて爲さるべきは更めて強調を要しない問題であるが、現代の新聞其の他の出版當業者中に果して、營利を度外視して最も眞に文章報國の重大使命を完ふしようとする意氣に燃へて居るものがあるであらうか。前述のやうに本島に於ける出版界の發行部數は必ずしも少ないとは言へないが、之を質の方面から検討すれば、尙大いに考究し改善すべき餘地が残されて居るものと思ふ。

茲に本島出版物の特異性とも言ふべき點を指摘して

昨年發行せられた繼續出版物はその種類二五九種、納本總件數三、四三九の多きに上つて居り、之を大雜把に分類して見ると社會教化的もの三八、文藝三八、教育三三、宗教二三、產業二二、經濟一二、娛樂五、學術一〇、會報四〇、官公署報三七種である。

この多數の繼續出版物につき一々の批評は差控へることゝし、特殊な事項につき説明すれば、宗教關係では佛教が八種、基督教一四種、神教一種である。學術雜誌は醫學、理工、地理等である。會報は商工會議所、各種協會、縣人會、同窓會等の會報等である。之等定期出版物の中一番躊躇つたものは、文藝關係のものであり、將來への發展性が見受けられ、今年に入りてからも一、二創刊されたものもある。漢文の出版物、國語の獎勵、新聞紙の漢字欄の自發的廢止等國策の線に沿ふて漸次其の數を減じ現在では純文藝雜誌としての「風月報」「詩報」と宗教的なもの「崇聖道德報」の三つがあるのみである。

見るならば、先づ官公署又は其の附屬團體の出版物が其の大部分を占め民間に於ける個人の出版になるものが多いこと。第二に特殊の團體員又は特定人を目標とするものが多く、大衆的なもののが少ないと。第三に折角大衆向きとして出されたものでも、其の内容が大衆に対する魅力に乏しく且つ指導力に乏しいこと。第四に少數のものを除き、營利本位に出版を企圖し、出版物としての價值高尚ならざるものが多いこと。第五に出版の物的施設の不完備及技術優秀ならざる爲に體裁が粗雑なものが多いこと。第六に價格の低廉ならざること等を擧げることが出来るのである。

本島に於ける國民大衆はその一部を除けば、誠に教養の程度低く尙ほ向後の指導啓發に俟たなければならぬ點が尠くない。而して此の文化向上の手段として、出版物の役割は洵に大なるものがあつて、吾々は單に取締の立場からのみでなく、斯くの如く重要な役割をもつ出版物が、眞に時局認識の上に立ち、國民大衆に對する文化的使命を自覺し、經營上の營利性を縮少合理化して、國家の發展に一層貢献せんことを切望して止まないのである。

愛馬の日に當りて

出征軍馬を憶ふ

臺灣軍獸醫部長 今泉幾三郎

☆愛馬の日の由來

四月七日は「愛馬の日」と申し、畏くも明治天皇が明治三十七年の本日時の重臣を召され、産馬の改良に關し御転念の程を告げさせ給ひ、調查の勅命を降し給へる尊き記念日であります。

明治天皇は夙に産馬の改良に大御心を注がせられましたが、特に日清、日露の兩戦役で、我國産馬が概ね期待に副はず、軍役に適するもの

「亦多くなかつたことにつき痛く聖慮を憮まし給ひ、明治三十七年四月七日、重臣御陪食仰付けの際時の伊藤権密院議長、桂總理大臣、山縣元輔、松方公等に向はせられ、馬匹の改良を企圖すべき旨の御沙汰があり、且其の折赤坂離宮にて、皇太子殿下（大正天皇）に御馬術稽古中の藤波主馬頭を召され、今度馬產改良に関する一局を設くる筈なれば、速に是に開する調査を行ひ山縣、松方に協議の上差出すべしとの勅命を御降しに

☆今事變に於ける馬の活躍

爾來三十有餘年我國馬產は劇期的改革をなし、馬の資格は著しく向上し、昔日の面目を改め、歐米列強の馬匹に接近するに至り、軍事に產業に幾多の貢献をなし來つたことは、既に御承知の方も多からうと思ひます。彼の北清事變に於て、日本軍馬が貧弱で性質も猛かつたため、英國軍事記者が「狼に似た動物」として報告したことや、日露戰役に於てコザック騎兵と云つて蒙古馬の能力優秀に驚いたものが、今日の滿洲國馬の一たる蒙古馬の改良に、内地の種馬を多數使はれて居ることから見ても其の進歩改善の一班を窺ふことが出来るのであります。

而して今次支那事變に於ては申すまでもなく、全國の馬が擧げて此の愛馬の日に當りて、臺灣軍獸醫部長 今泉幾三郎

聖戰に參加して居るのでありまして、其の出征馬數も實に莫大なものであります。正確な數は申上げ兼ねますが、日露戰爭には出征兵員四対し一の割合でしたが今事變は之を更に超へて居るとの事であります。是等が或は北支に、或は中南支に於て、我が忠勇な將兵と共に險難なる地形、不良の天候の下に有らゆる困難を忍び飢渴に堪へ、晝夜を分たず連續不斷の活躍を續け、赫々たる偉行する皇軍諸部隊に取りては、馬力を利用する山砲、機關銃又は野砲等の威力は敵を壓倒殲滅する爲最も重要な兵器たることに想到せば之等の輶駕馬の功績が如何に顯著なるものであるかを知るに足るのであります。

而して、戰場に於ける軍馬の姿は馬と云ふよりは「無言の戰士」と云ふ心持となることも無理からぬ事と思ふのであります。

明治天皇御製に

「はものと共に勇みてすゝむてふ駒の心も人におくれじ」と仰せられましたのはこの軍馬の姿を忘れてはなりません。殊に自動車を通ぜざる險難の地形に於て、途なき途を跋涉し、或は泥濘車軸を歿する惡路を突破しつゝ、作戦を敢ましたのが、山西作戦に於て山又山の

中に進入し、補給の途の正に絶へん あります。

三〇

中に進入し、補給の途の正に絶へんとする場合、只頼になつたのは駄馬の力であつて何とか苦心して山坂を超へて僅か乍らも弾丸と食物を運んで呉れた、全く是が命の綱かと思ふと其時の輕重兵と共に馬に對し涙ぐましい感謝の念が起ると云ふ實感を一同に申されましたか、斯かる例は今事變に於て數々戦史に胎ると思はれます。

☆軍馬の重大性

☆軍馬の重大性

東條として居たのであつて世人の意
想を裏切つて居るのであります。
斯くて我國は未曾有の軍馬を只今
戦場へ送つて居るのでありますか、
之等の馬が如何なる状態であつたか
と申しますと、平時保管馬を除きま
すと多數徵發された地方馬は遺憾乍
ら軍馬としての性能が不十分であり

の飼育管理に困難を見た等は其の主なる點であります。謂ひ換へれば軍事的鍛練に不足して居つたのであります。勿論當初の天候、地形の不利、作戦行動の迅速、長途の輸送、馬取扱の未熟等馬匹に對し幾多不利な條件が存して居つたとは云へ斯く地方馬の性能が不十分なりとは豫想外で

従つて戦地に於て病馬並損耗馬も
可なり多く發生したのであつて、之
を過去の戦役に較べて決して良好の
成績とは云ひ難いのであります。病
馬の主なるものは鞍傷、過勞、榮養
不良等であつて疲労困憊し、腰骨が
骨立して「帽子掛け」と云ふ新語が生
じた位であります。其他各種の傳染
病、疝痛も勘からず又戰傷を受け數
多の馬が護國の礎となつたことは申
す迄もない事であります。

隊は素より一般國民として三省すべ
き事柄であつて、戰時の軍隊は國民
が主力であるから國民の馬事智識の
普及向上と言ふことが極めて緊要事
なるを思はざるを得ないのであります。
殊に我が國民の多くは馬に接す
る機會少く、一方時代の趨勢も亦益
々馬と隔絶し馬と云ふものは戦争と
は縁遠いものの様に思はれた矢先に
大徵發が行はれた關係ではないかと
云はれて居ります。(滿洲事變は大

☆馬事教育の必要性

部平時保管馬であつて其成績良好であつた) 従つて馬の取扱を知らぬ者が多く、一概に馬を野獸の如く危険視し、或は反対に機械視するものすらあつて、之等悪思想は直に召集せらるゝ在郷兵特に未教育補充兵等に

卷之三

彼の歐米諸國の如く、子供時代より家畜に親み眞の動物愛を理解する國民や、蒙古人の如く家畜を尊重し忍從能く馬を馴らす國民に比すれば、未だ我國民の馬事智識を向上することに關し朝野の一大奮發を要するものと認めらるゝのであります。勿論產馬地を初め各地の兵員中には愛馬心が頗る盛んで、幾多の愛馬美談を胎し、又某々部隊の如きは馬の保育の成績が良好であつて十分乗馬隊としての威力を發揮し、功績を樹てた例は多々ありまするが、國民教育の進捗した割合に馬事教育が振はず、此儘を以てせば我國將來の馬政の發達上大なる支障を來すことを虞

れ、重ねて馬事關心を高唱する所以であります。事變以來政府も軍隊も國民も一致協力して產馬業の振興を圖り、愛馬觀念の向上に努力し來るは皆様の御承知の通りであつて、愛馬進軍歌を國民歌として普及した愛馬進軍歌を國民歌として普及した

「愛馬の日」を特に設けられたこと

とも深刻に馬の危機に逢着したこと

を裏書して居るのであります。

幸ひ官民等しく此事實を漸次認識せられ、國家の總力を擧げて產馬業の振興、馬事智識の向上に努められましたゝめ、作戰中期以後は馬に對する觀念も一變し、馬衛生狀態も逐次良好に赴きまして、今は當初の様な悲惨な狀態が殆んど無くなつたことは窓に同慶に堪へない所であります、現に本年から日本騎道會の提唱

次に一言すべきは産業上に及ぼせる事變と馬の關係であります。馬は

國防上必要な許りでなく産業上密

接の關係を有するもので、何れの國

でも馬の八割乃至九割を農家が所有

して居る次第であります、彼の歐洲戰に於ても馬數の減少と共に農產額が減少し、馬の復活と共に農產額の増加せざる統計上示されて居

る事變に於ける馬の關係であります。然るに今事變に於

ては軍馬の需要が意外に莫大なりしため一般地方馬の需給關係にも至大の影響を受け、農耕上に勞力の不足を告げ運輸交通上に能率の遽減を示

し、且つ種馬の減少に伴ふ產馬業の打撃、馬價格の騰貴等各種の問題を胎して居るのであります。幸ひ爲政

者の努力と統後國民の理解により其後若々施設を講ぜられ、國防上も產

業上も大なる不安はなきに至つたと

は云へ、馬産の回復は長時日を要し

且長期作戰を繼續しある今日、畜產

業が地味乍らも他の産業に劣らざる

重要性を有することを理解せられ、一日も速に此の創痍を愈し次の準備

を完成せざるが爲めに思ふのであります。

臺灣は特殊の地域と任務を有する

關係上、其の馬政計畫を進捗し、所要の馬數の維持増殖を圖ることの必要なるは、内地に勝るとも劣らぬものがあると思はれます。幸ひ本島は今や馬事新興氣分頗る旺盛し各地に役馬利用、馬事普及の施設が色々講ぜられ、又乗馬團體等も年と共に發達しつゝあることは心強い所であつて、日本國民の一人でも馬に接し馬の本性を理解するものゝ多からむ事を切望する次第であります。

☆結　び

軍には立ちし荒駒

と仰せられました眞に愛馬の極致拜

「愛馬の日」に當り、私は出征幾萬の軍馬が忠勇なる將士と共に彈丸雨飛の下に活躍し或ひは風雨に曝され病魔と戦ひ、活躍し時に味ふべき食物なく臥すべき寢藁もなくして斃し

人ならばほまれのしるし授けまし



(青少年用)

(四六判、三五九頁、刀江書院發行、
定價一圓五十錢、小公學校高學年程度)
實記 日の九千里

總督府圖書館

祖國の旗風

長沼依山著

事變始まつて以來、統後に咲いた數々の美しい物語から、主として少年少女の真心の現はれた感激美談「赤誠の日の丸」「遺骨の出征」「島の友情」等二十三篇を輯めたものである。

かうした銃後美談集も相當有るが、本書の物語の大部は、銃後と戰線と結びつけられて、銃後の赤誠が戰線に華と咲くといった物語が多い點一層感激されるものが有る。

著者が童話家として選ばれて中支戰線に從軍して、上海から杭州、蘇州、無錫次いで南京に赴き、更に九江、廬山等を経て德安の激戦に加わり、最後に武漢の晴れの入城式に感激の萬歳をあげるまでに、著者の體験を中心にして、前線に於ける勇士達が如何に奮戦し又宣撫工作に苦勞してゐるかを、寫真や挿繪を多數人れて解り易く記述されたものである。

少年少女向の從軍記としては最初のものであらう。

(四六判、三七六頁、童話春秋社發行
定價一圓三十錢、小公學校高學年程度)

(この項次號へ續く)

發行者 臺灣總督府臨時情報部
臺北市榮町二丁目十五番地
印刷人 加藤 豊吉
臺北市京町一丁目四十三番地
印刷所 小塚本店印刷工場

「部報」刊行の趣旨

本府の行はんとする政策の内容や意圖を普く一般島民に傳へて其の正しい理解を求め、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、他方、統後臺灣の活躍、南支の状況を廣く全國に紹介し、更に、本府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟、文化等に關する資料を公表して、當府と一般島民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與せんとするものである。

奮つて御寄稿あらんことを希ふ。
尙掲載記事に對する御希望あらば
情報部宛にお知らせを乞ふ。

「部報」配布狀況調 (昭和十五年四月二十一日現在)										配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
										個 所
各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局			部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	部 數
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	配 布 先
島外之部	島内之部	各府	各部	郵便局	銀行	立法院	學校	圖書館	關係局	個 所
島外之部	島内之部									



部報